

弘前大学
教育学部紀要

第 122 号

令和元年10月

Bulletin of the Faculty of Education
Hirosaki University

No. 122

October 2019

弘前大学教育学部

Hirosaki, Japan

目 次

石川県立図書館所蔵の往来物資料について……………郡 千寿子 (1) —特殊文庫における調査報告—	
廃名『莫須有先生伝』訳稿 (二) ……………張 雪 晶 (9) 山 田 史 生	
戦後開拓地における学校と地域社会 (2) ……………高 瀬 雅 弘 (23) —教師たちから見た 1950 年代の新制中学校と開拓地—	
「原子力の平和利用」の始原を問いなおす戦後史学習 ……………大 谷 伸 治 (37) —高校「歴史総合」を見据えて—	
自治体「住民総会」の持続可能性……………蒔 田 純 (47) —比較の観点で見る直接民主制の可能性—	
圧縮性バーガス方程式の爆発問題に関連したいくつかの補題……………伊 藤 成 治 (59) 板 谷 信 敏	
1914 年までのドイツ語圏の音楽雑誌にみるベルギー表象 ……………朝 山 奈津子 (67)	
音楽の創造行為における試行錯誤の理論化の試み (3) ……………清 水 稔 (77) —哲学的論考による音楽行為における「幸福」の措定的定義の試み—	
弘前大学教育学部附属中学生の健康度と生活習慣について……………益 川 満 治 (87) ～運動行動変容ステージと身体活動セルフエフィカシーからの検討～ 杉 本 和那美 高 森 洋 平	
圧密化木材の物性に関する研究……………廣 瀬 孝 (95) (2) ブナとスギとの違いについて	
日本における伸縮性素材の衣服の普及……………安 川 あけみ (99) 小 澤 真 帆	
小学生はどれだけの語彙を知っていればよいのか?……………佐 藤 剛 (107) —使用教材におけるカバー率の観点から— 秋田谷 桃 花 芦 田 七 海 川 元 青 空 古 川 遼 丹 藤 慧 也	
通信制高等学校のサポート校に通う高校生のレジリエンスに関する一考察……………原 郁 水 (117) 古 田 真 司	
面接調査により明らかとなった女子大学生のソフトコンタクトレンズ使用の実態……………白 川 聖 奈 (123) 葛 西 敦 子	
動画リテラシー教育用教材〈VVCweb〉による学習効果 ……………森 本 洋 介 (131) 松 本 寿 一 森 田 英 嗣	
高等学校通信制課程におけるキャリア教育の効果の測定の試み……………桐 村 豪 文 (145) —進路未決定の問題への応答— 山 本 了 輔 多々良 友 美	
身体と他者と国家 (1) ……………桐 村 豪 文 (155) —〈生〉をめぐる正義の理論の構築：身体・他者編—	
外国人散在地域における外国につながる子どもの教育支援……………吉 田 美 穂 (167) —青森県における受け入れの一事例の分析—	

弘前大学教育学部紀要刊行及び投稿規定

弘前大学教育学部 研究推進委員会 紀要編集担当

1. 本紀要は本学部で行われた研究の成果を公表することを目的に刊行する。
2. 発行は原則として各年度の10月及び3月の年2回とし、各号はA4版で約150ページとする。
3. 原稿の締切は概ね7月下旬及び1月上旬とする。
4. 論文の著者には本学部または教職大学院の教員が含まれていなければならない。
5. 論文の本文は横書きの和文又は英文を原則とする。
6. 各論文の長さは図表等を含めて刷り上がり10ページ以内とする。なお、印字の大きさは9ポイント活字相当とし、1印刷ページは和文で1行24字、45行の2段組で2,160字とする。英文等の場合は1段組とする。
7. 原稿の作成に際しては所定の執筆要領（別掲）に従うものとする。
8. 搭載順序など、編集に関することは本委員会紀要編集担当が決定する。なお、論文の内容等について疑義が生じた場合、本委員会は著者と協議し、必要があれば訂正等を求める。
9. 原稿の受理後における内容の変更等は認めない。
10. 校正は原則として著者が行い、2校までとする。
11. 論文が10ページを超える場合や、カラー印刷や図版の作製などに特別の経費を要する場合は、その経費は原則として著者負担とする。
12. 刊行経費が予算を超過した場合、超過分を著者の按分負担とすることがある。
13. 別刷を希望する場合は、投稿の際に必要な部数を申し出る。経費は著者負担とする。
14. 本紀要に掲載された論文の著作権は当該論文の著者に帰属する。ただし、本委員会は掲載された論文を電子化し、「弘前大学学術情報リポジトリ」に掲載して公開することができるものとする。

この規定は、平成30年4月から施行する。

弘前大学教育学部紀要執筆要領

1. 原稿は、手書きの場合字数が明確になるよう原稿用紙に記載する。また、タイプライターやワードプロセッサ等を用いる場合にはA4版の用紙に印字する。なお、パソコン等による原稿には、使用したハードウェア及びソフトウェアを明記したUSBメモリ、CD-R等を添付することが望ましい。
2. 原稿には論文題名、著者名及び所属が和英両語で記載されていなければならない。なお、英語に変えて、他の汎用性の高い言語を用いてもよい。
3. 本文の前には同一の言語による要旨（Abstract）及び、キーワードを置く。要旨は和文の場合には400字以内、英文の場合には120語以内とする。なお、更に別の言語による要旨をおいてもよい。キーワードは数語以内とする。
4. 文献の引用は原則として本文中の該当個所の右肩に片括弧付きの番号で表示し、出典は本文末尾に一括して記載する。その際、雑誌の場合は著者名、論文等の題名、掲載誌名、巻・号、ページ、発行年を、また単行本の場合は著者名、書名、出版社名、ページ、発行年を記載することを原則とする。
5. 印刷に当たって指定したい事項（字体、下線、図表の挿入個所など）は原稿内に朱書するなどして明示する。
6. 図表（写真、楽譜含む）はなるべく少数にとどめ、本文原稿中に挿入することは避け、原則として一つずつA4版程度の白色台紙に貼り添付する。なお、図表の表題、指定事項等は台紙の端に記載する。また、図表は直接製版できるような明確なものとし、図中に文字などを写植する必要がある場合には明確に指示する。
7. 原稿の提出に際しては規定の「投稿申込書」を添付し、本委員会紀要担当者に確認を受ける。

研究推進委員会 紀要編集担当

山 田 史 生

山 本 稔

出 佳奈子

武 内 裕 明

弘 前 大 学
教 育 学 部 紀 要
第122号
(2019年10月)

令和元年10月15日印刷

令和元年10月21日発行

編集兼発行者

弘 前 大 学 教 育 学 部

弘前市文京町1番地

電話 (0172) 36-2 1 1 1(代)

印刷所 小 野 印 刷

弘前市富田町52

電話 (0172) 32-7 4 7 1(代)